

大阪広域環境施設組合規則第2号

大阪広域環境施設組合契約規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合契約規則（平成26年規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(入札保証金の納付)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 <u>入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、次に掲げるものとし、その担保としての価値は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>[(1)～(5) 略]</p> <p>(契約保証金の納付等)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p>5 第18条第3項の規定は、<u>契約保証金</u>について準用する。この場合において、同項中「又は事務局長が確実と認める金融機関」とあるのは「、事務局長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社」と読み替えるものとする。</p> <p>(検査の方法)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 契約者又はその代理人は、前項の規定による検査に<u>立ち会わなければならない。</u>た</p>	<p>(入札保証金の納付)</p> <p>第18条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 <u>工事請負契約に係る入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、次に掲げるものとし、その担保としての価値は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>[(1)～(5) 同左]</p> <p>(契約保証金の納付等)</p> <p>第35条 [同左]</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>5 第18条第3項の規定は、<u>工事請負契約に係る契約保証金</u>について準用する。この場合において、同項中「又は事務局長が確実と認める金融機関」とあるのは「、事務局長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社」と読み替えるものとする。</p> <p>(検査の方法)</p> <p>第44条 [同左]</p> <p>2 契約者又はその代理人は、前項の規定による検査に<u>立ち会わなければならない。</u></p>

だし、検査職員がその必要がないと認める
ときは、この限りでない。

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。